



2024年9月20日
沖縄電力株式会社

託送供給等約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第18条第5項に基づき、託送供給等約款の変更届出を経済産業大臣に行いましたのでお知らせいたします。

【変更内容】

・分割供給の導入

国の審議会^{※1}において、現行の部分供給に代わる新たな制度として「分割供給^{※2}」の導入が整理されたことに伴い、必要となる供給条件を規定いたします。

※1 第76回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会

※2 1つの需要場所において2者の小売電気事業者が電気を供給する仕組み。現行の部分供給では、新電力と旧一般電気事業者が電気を供給しますが、分割供給では、旧一般電気事業者に限らず、新電力同士でも供給が可能となります。なお、部分供給同様、対象は高圧以上となります。

・出力変動緩和要件の撤廃

沖縄本島系統における300kW以上の太陽光発電設備の出力変動緩和要件の撤廃を反映いたします。

詳細については、参考「沖縄本島系統における太陽光発電設備の出力変動緩和要件の撤廃について（お知らせ）」をご参照ください。

なお、変更後の託送供給等約款は、2024年10月1日の実施を予定しております。

以上

(参考)

○託送供給等約款変更届出書(令和6年9月20日届出) / 託送供給等約款(令和6年10月1日実施)
<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/download/index.html>

○沖縄本島系統における太陽光発電設備の出力変動緩和要件の撤廃について（お知らせ）
https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/whats_new/2024/240920.pdf